

高国保連第 929 号

平成 17 年 3 月 1 日

保 険 医 療 機 関
各 保 険 業 局 様
訪問看護ステーション

高知県国民健康保険団体連合会

老人保健と原爆被爆者（法別 19）の併用分^①

の請求書の記載方法の変更について（依頼）

平素は、審査支払業務につきまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、診療（調剤）報酬請求書下欄の^①欄に入院、入院外別に件数を記載していただいていたのですが、平成 17 年 4 月請求分から、下記のとおり変更しますのでよろしく申し上げます。

記

- 1 ^① 該当の保険者毎に請求書の備考欄に入院、入院外別に件数を記載する。
- 2 入院の場合^①入〇件、入院外の場合^①〇件と記載する。

事 務 連 絡

平成17年4月1日

各保険医療機関

各保険薬局

各訪問看護ステーション

各施術機関 様

高知県国民健康保険団体連合会

国保組合の請求書の記載及び診療報酬明細書の編綴について

国保組合分の一般分につきましては、給付割合が同じ場合でも「本人」と「家族(前期高齢者・3歳未満を含む)」は別々に編綴していただいておりますが、請求書は一括に集計して提出くださるようお願いいたします。(今までのように、本人欄に○の記載は必要ありません。)

また、中四国薬剤師組合(933099)の給付割合が、平成17年4月1日から「組合員」「その他」
とも7割になりますので、御連絡いたします。

